

(第3回、最終) 契約変更の内容

契約変更年月日	令和8年2月26日
契約業者名	日東エンジニアリング株式会社
契約業者の住所	茨城県土浦市小松三丁目24番16号
工事の名称	R6圏央道大生郷地区改良その6工事
工事場所	茨城県常総市大生郷町地先 外2箇所
工事種別	一般土木工事
工事概要 (変更した内容について記述する)	道路改良 1式 道路土工 1式 法面工 1式 排水構造物工 1式 橋梁付属物工 1式 応急処理工 1式 構造物撤去工 仮設工 1式 道路改良(坂東地区) 1式 地盤改良工 1式 応急処理工 1式 仮設工 1式
工期(自)	令和6年9月28日
工期(至)	令和8年2月27日
契約前の変更金額	¥253,000,000
変更金額	増 ¥82,500,000
変更後の契約金額	¥335,500,000
	大生郷地区 1. 道路土工 1) 現地調査の結果、SY内の土砂では路体盛土の一部に水たまりが発生することが判明し、路体盛土材の一部を購入材の碎石にしたため路体盛土工(ICT)を増工する。 2) 現地調査の結果、横断函渠への荷重を軽減するための20号函渠上部の軽量盛土工を追加したことに伴い法面整形工を増工する。 2. 法面工 関係機関との協議の結果、管理者の要望に合わせて植生工の種子散布を肥料無しから有りに変更するとともに繊維ネット及び防草シートを減工する。

変更理由

3. 擁壁工

土質試験の結果、当初予定していた発生土では基準を満足しないことが判明し、大輪ストックヤードの仮置き土から花島ヤードの砕石に変更したため、土砂運搬等(大輪SY～現場)及び大輪ストックヤードでの仮置き土の積込みを減工し、土砂運搬等(花島Y～現場)を追加する。

4. 排水構造物工

1) 関係機関との協議の結果、管理者基準に則った施工を行う必要が生じ、排水溝(1)(2)の施工が不要となったため、作業土工の数量を変更(減)及び側溝工を減工する。

2) 関係機関との協議の結果、管理者基準に則った施工をする必要が生じたため、使用材料をNEXCO仕様に変更するとともに、現地精査の結果、数量を変更(減)する。

3) 現地精査の結果、前施工業者で施工済みの暗渠排水管と集水柵があった為、集水柵・マンホール工の数量を変更(減)するとともに、工期短縮を図るため、現場打ち集水柵からプレキャスト集水柵に変更する。

4) 現地精査の結果、排水に必要な設備が未設置であり、19号・20号・21号函渠部の軽量盛土の排水管及び橋台背面部の暗渠排水管が必要となったため、軽量盛土管渠工及び地下排水工を追加する。

花島地区

1. 道路土工

1) 土質試験の結果、当初予定していた発生土では基準を満足しないことが判明し、大輪ストックヤードの仮置き土から花島ヤードの砕石に変更したため、掘削工(すきとり掘削)を追加する。

2. 擁壁工

1) 土質試験の結果、当初予定していた発生土では基準を満足しないことが判明し、大輪ストックヤードの仮置き土から花島ヤードの砕石に変更したため、掘削工(すきとり掘削)を追加する。

坂東地区

1. 道路土工

1) 監督職員との協議の結果、大生郷地区の路体盛土工(ICT)において、富田ストックヤードの借地返還のため、当該箇所(仮置き土の一部)を土質改良して使用することになったため、道路土工(自走式土質改良工)を追加する。